

ヘーグ協定に基づく国際出願に関する各手数料 (2010 年 4 月 1 日施行)

表 1 ヘーグ協定共通規則において定められる各手数料

各手数料	スイスフラン	日本円
1. 基本手数料		
1.1 1意匠につき	SFr. 397	¥34,142
1.2 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに	SFr. 19	¥1,634
2. 公開手数料		
2.1 公開される複製物ごとに	SFr. 17	¥1,462
2.2 複製物が紙で提出される場合、第1ページに加えて1又はそれ以上の複製物が表されるページごとに	SFr. 150	¥12,900
3. 説明が100単語を超える場合の追加手数料		
3.1 1単語につき	SFr. 2	¥172
4. 標準指定手数料		
4.1 レベル1が適用される場合		
4.1.1 1意匠につき	SFr. 42	¥3,612
4.1.2 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに	SFr. 2	¥172
4.2 レベル2が適用される場合		
4.2.1 1意匠につき	SFr. 60	¥5,160
4.2.2 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに	SFr. 20	¥1,720
4.3 レベル3が適用される場合		
4.3.1 1意匠につき	SFr. 90	¥7,740
4.3.2 同じ国際出願の中に含まれる追加の意匠ごとに	SFr. 50	¥430
5. 個別指定手数料		
ジュネーブ条約第7条(2)または共通規則第36規則1に基づき個別指定手数料を徴収することを宣言した国における指定手数料の額。詳細は表2のとおり。		

注1：上記手数料の内、1.～3.は国際事務局の収入、4.又は5は締約国の収入となる。

表 2 各国個別指定手数料額 (2012 年 1 月現在)

国際段階時の個別指定手数料	スイスフラン	日本円
アフリカ知的財産機構 (OAPI)		
一寄託に対し	SFr. 83	¥7,138
複数寄託に対し	SFr. 124	¥10,664
ブルガリア		
最初の意匠に対し	SFr. 103	¥8,858
追加の意匠ごとに	SFr. 55	¥4,730
EU		
意匠ごとに	SFr. 67	¥5,762
ハンガリー		
最初の意匠に対し	SFr. 84	¥7,224
追加の意匠ごとに	SFr. 20	¥1,720
キルギス		
最初の意匠に対し	SFr. 129	¥11,094
追加の意匠ごとに	SFr. 64	¥5,504
モルドバ共和国		
最初の意匠に対し	SFr. 89	¥7,654
追加の意匠ごとに	SFr. 9	¥774

注1：為替レートは、「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」平成23年12月20日(1月適用)財務大臣公示による。
1 SFr = 86円

注2：国際出願時に支払う各手数料の総額については、WIPOのホームページ上で公開された手数料自動計算機能を使って、簡易に計算することが可能。同機能は電子国際出願ソフトの中にもあり。

表3 ヘーグ協定締約国ごとの適用指定手数料一覧

指定手数料レベル		ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国	
標準指定手数料	レベル1	(AL)	アルバニア
		(AM)	アルメニア
		(AZ)	アゼルバイジャン
		(BA)	ボスニア・ヘルツェゴビナ
		(BW)	ボツワナ
		(EG)	エジプト
		(FR)	フランス
		(LI)	リヒテンシュタイン
		(MC)	モナコ
		(MK)	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
		(MN)	モンゴル
		(NA)	ナミビア
		(OM)	オマーン
		(RW)	ルワンダ
		(SG)	シンガポール
		(SI)	スロベニア
		(ST)	サントメ・プリンシペ
		(TR)	トルコ
	レベル2	(CH)	スイス
		(DE)	ドイツ
		(DK)	デンマーク
		(EE)	エストニア
		(HR)	クロアチア
		(LV)	ラトビア
		(NO)	ノルウェー
		(PL)	ポーランド
	レベル3	(UA)	ウクライナ
(ES)		スペイン	
(FI)		フィンランド	
(GE)		グルジア	
(GH)		ガーナ	
(IS)		アイスランド	
(LT)		リトアニア	
(RO)		ルーマニア	
(RS)		セルビア	
(SY)	シリア・アラブ共和国		
個別指定手数料	(BG)	ブルガリア	
	(EM)	EU	
	(HU)	ハンガリー	
	(KG)	キルギス	
	(MD)	モルドバ共和国	
	(OA)	アフリカ知的財産機構 (OAPI)	